

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和三年三月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十九号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第五条 条例第七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>七 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十二条 条例第十九条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知を徹底すること。</p> <p>二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(事故の発生又は再発防止のための措置)</p>	<p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第五条 条例第七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十二条 条例第十九条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知を徹底すること。</p> <p>二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(事故の発生又は再発防止のための措置)</p>
<p>第十三条 条例第二十二條第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第十三条 条例第二十二條第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 軽費老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第二十一条 (略)

2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

附 則

1 (略)

(軽費老人ホームA型の特例)

2 条例附則第九項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

3 条例附則第十項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一〜三 (略)

四 看護職員(条例附則第十項第四号の看護職員をいう。以下同じ。) 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

五〜八 (略)

4・5 (略)

6 附則第三項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一〜三 (略)

7〜15 (略)

16 条例附則第十二項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

17 (略)

3 軽費老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(掲示)

第二十一条 (略)

2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

附 則

1 (略)

(軽費老人ホームA型の特例)

2 条例附則第八項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

3 条例附則第九項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一〜三 (略)

四 看護職員(条例附則第九項第四号の看護職員をいう。以下同じ。) 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

五〜八 (略)

4・5 (略)

6 附則第二項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一〜三 (略)

7〜15 (略)

16 条例附則第十一項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

17 (略)

<p>18 条例附則第十五項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例附則第十七項において準用する条例第二十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>三 条例附則第十七項において準用する条例第二十二條第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行うこと。</p>	<p>18 条例附則第十四項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例附則第十六項において準用する条例第二十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>三 条例附則第十六項において準用する条例第二十二條第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行うこと。</p>
<p>19・20 (略)</p>	<p>19・20 (略)</p>
<p>21 条例附則第十八項の軽費老人ホームA型の運営に関し必要な基準は、次項に定めるところによるものとする。</p> <p>22 第三条第一項、第五条から第七条まで、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第二十三条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例附則第十七項において準用する条例」と、第九条中「第十五条から第二十三条まで」とあるのは「附則第二十二項において準用する第十五条から第二十三条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(軽費老人ホームB型の特例)</p>	<p>21 条例附則第十七項の軽費老人ホームA型の運営に関し必要な基準は、次項に定めるところによるものとする。</p> <p>22 第三条第一項、第五条から第七条まで、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第二十三条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例附則第十六項において準用する条例」と、第九条中「第十五条から第二十三条まで」とあるのは「附則第二十二項において準用する第十五条から第二十三条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(軽費老人ホームB型の特例)</p>
<p>23 条例附則第二十六項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>23 条例附則第二十四項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p>
<p>24 条例附則第二十七項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>24 条例附則第二十五項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p>
<p>25・26 (略)</p>	<p>25・26 (略)</p>
<p>27 条例附則第二十九項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p>27 条例附則第二十七項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p>
<p>28 条例附則第三十四項の軽費老人ホームB型の運営に関し必要な基準は、次項に定めるところによるものとする。</p> <p>29 第三条第一項、第五条から第七条まで、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十七条から第二十三条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例附則第三十三項において準用する条例」と、第九条中「第十五条から第二十三条まで」とあるのは「附則第二十九項において準用する第十五条及び第十七条から第二十三条まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>28 条例附則第三十二項の軽費老人ホームB型の運営に関し必要な基準は、次項に定めるところによるものとする。</p> <p>29 第三条第一項、第五条から第七条まで、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十七条から第二十三条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例附則第三十一項において準用する条例」と、第九条中「第十五条から第二十三条まで」とあるのは「附則第二十九項において準用する第十五条及び第十七条から第二十三条まで」と読み替えるものとする。</p>

(三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正後
<p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第五条 条例第八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 〓六 (略)</p> <p>七 <del>虐待の防止のための措置に関する事項</del></p> <p>八 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第五条 条例第八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 〓六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p>
<p>第九条 条例第十七条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(事故の発生又は再発防止のための措置)</p>	<p>第九条 条例第十七条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(事故の発生又は再発防止のための措置)</p>
<p>第十条 条例第二十条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 <del>前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</del></p> <p>(その他運営に関する基準)</p>	<p>第十条 条例第二十条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(その他運営に関する基準)</p>
<p>第十一条 条例第二十二條の養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条から第十七条までに定めるところによるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第十一条 条例第二十一條の養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条から第十七条までに定めるところによるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な</p>	<p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

4	研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
4	養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の基準)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 6 (略)</p>	<p>(職員の基準)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 6 (略)</p>
<p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第五条 条例第七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第八条 条例第十六条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び</p>	<p>7 条例第五条第三項の規則で定める職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この項において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第二十七条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この項において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この項において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員とする。</p> <p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第五条 条例第七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第八条 条例第十六条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び</p>

食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

二 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 （略）  
（事故の発生又は再発防止のための措置）

第九条 条例第十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一・二 （略）

三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催すること。

四 （略）

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
（勤務体制の確保等）

第十八条 （略）

2 （略）

3 特別養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  
（設備の基準）

第二十一条 条例第二十三条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれ

食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

二 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 （略）  
（事故の発生又は再発防止のための措置）

第九条 条例第十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一・二 （略）

三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的開催すること。

四 （略）

（勤務体制の確保等）

第十八条 （略）

2 （略）

3 特別養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第二十一条 条例第二十三条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれ

イからニまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(2) ・ (3) (略)

(4) ・ (8) (略)

ロ・ニ (略)

二〇十 (略)

(施設の運営についての重要事項)

第二十二條 条例第二十四條の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〇八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十七條 (略)

二・三 (略)

四 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第二十八條 第三條第一項及び第二項、第六條から第九條まで、第十一條、第十四條、第十六條、第十七條、第十九條並びに第二十條の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定(第六條第三号の規定を除く。)中「条例」とあるのは「条例第二十七條において準用する条例」と、第六條第三号中「第十二條第五項」とあるのは「第二十五條第七

イからニまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(2) ・ (3) (略)

(4) ユニットに属さない居室を改修したもののについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

(5) ・ (9) (略)

ロ・ニ (略)

二〇十 (略)

(施設の運営についての重要事項)

第二十二條 条例第二十四條の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〇八 (略)

九 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十七條 (略)

二・三 (略)

四 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二十八條 第三條第一項及び第二項、第四條第七項、第六條から第九條まで、第十一條、第十四條、第十六條、第十七條、第十九條並びに第二十條の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定(第六條第三号の規定を除く。)中「条例」とあるのは「第六條第三号中「第十二條第五項」とあるのは「第

項」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「第二十四条から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条」と読み替えるものとする。

(地域との連携等)

第三十三条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又は当該入所者の家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 4 (略)

(設備の基準)

第三十五条 条例第三十五条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(2)・(3) (略)

(4) (8) (略)

ロ 二 (略)

二 十一 (略)

(準用)

第三十八条 第三条第一項及び第二項、第六条から第九条まで、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十二條、第二十五条から

二十五条第七項」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「第二十四条から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条」と読み替えるものとする。

(地域との連携等)

第三十三条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 4 (略)

(設備の基準)

第三十五条 条例第三十五条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(2)・(3) (略)

(4) ユニットに属さない居室を改修したもののについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

(5) (9) (略)

ロ 二 (略)

二 十一 (略)

(準用)

第三十八条 第三条第一項及び第二項、第四条第七項、第六条から第九条まで、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十二條、第



第二十七条まで並びに第三十三条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十六条において準用する条例」と、第六条第三号中「条例第十二条第五項」とあるのは「条例第三十六条において準用する条例第二十五条第七項」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「第三十七条並びに第三十八条において準用する第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十五条から第二十七条まで及び第三十三条」と読み替えるものとする。

#### 附 則

13 (略)

14 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第六項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号

第二十五条から第二十七条まで並びに第三十三条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十六条において準用する条例」と、第六条第三号中「条例第十二条第五項」とあるのは「条例第三十六条において準用する条例第二十五条第七項」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「第三十七条並びに第三十八条において準用する第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十五条から第二十七条まで及び第三十三条」と読み替えるものとする。

#### 附 則

13 (略)

14 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第六項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号

イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第三条第三項第十一号、第二十一条第六号、第二十九条第十一号及び第三十五条第六号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とする。

号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第三条第三項第十一号、第二十一条第六号、第二十九条第十一号及び第三十五条第六号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とする。

(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章〜第十三章 (略)</p> <p>第十四章 雑則(第百八十条)</p> <p>附則</p> <p>(事業の運営についての重要事項)</p> <p>第七条 条例第十八条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第十三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(事業の運営についての重要事項)</p> <p>第七条 条例第十八条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 (略)</p>
<p>第七条の二 条例第二十条第三項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の発生の予防及びまん延の</p>	<p>第七条の二 条例第二十条第三項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の発生の予防及びまん延の</p>

防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(介護等の総合的な提供)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏することなく常に総合的に提供しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十二條 (略)

2・3 (略)

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第二十三條 (略)

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第二十五條 (略)

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事業の運営についての重要事項)

第三十二條 条例第四十二條の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十三條之二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によつて指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者

(介護等の総合的な提供)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏することなく常に総合的に提供しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十二條 (略)

2・3 (略)

(掲示)

第二十三條 (略)

(地域との連携)

第二十五條 (略)

(事業の運営についての重要事項)

第三十二條 条例第四十二條の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜七 (略)

八 (略)

者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第三十六条 第四条、第七条の二、第十条から第二十条まで及び第二十三条から第二十六条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十四条において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十九条 第四条、第七条の二、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十九条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十九条において準用する条例第四十二条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第四十二条 条例第六十二条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 (略)

(準用)

第三十六条 第四条、第十条から第二十条まで及び第二十三条から第二十六条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十四条において準用する条例」と、第二十三条中「第十八条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十九条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十九条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十三条中「第十八条」とあるのは「第四十九条において準用する条例第四十二条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第四十二条 条例第六十二条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜六 (略)

七 (略)

(準用)  
第四十七条 第四条、~~第七条の二~~、第十一条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで及び第二十二條から第二十六條までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十四条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三條第一項中「第十八條」とあるのは「第六十二條」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第四十九条 条例第七十三條の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(準用)

第五十二条 第四条、~~第七条の二~~、第十条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十五條、第二十六條及び第四十六條の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三條第一項中「第十八條」とあるのは「第七十三條」と読み替えるものとする。

(情報提供又は助言の方法)

第五十五条 条例第八十二条第六項及び同条第十三項の規則で定める方法は、サービス担当者会議の参加による方法とする。ただし、当該方法によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(事業の運営についての重要事項)

第五十六条 条例第八十三條の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(準用)

第五十九条 第四条、~~第七条の二~~、第十条から第十三条まで、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十五條、第二十六條及び第四十六條の規定は、指定居宅療養管理指

(準用)  
第四十七条 第四条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで及び第二十二條から第二十六條までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十四条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三條中「第十八條」とあるのは「第六十二條」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第四十九条 条例第七十三條の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

六 (略)

(準用)

第五十二条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十五條、第二十六條及び第四十六條の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三條中「第十八條」とあるのは「第七十三條」と読み替えるものとする。

(情報提供又は助言の方法)

第五十五条 条例第八十二条第六項の規則で定める方法は、サービス担当者会議の参加による方法とする。ただし、当該方法によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(事業の運営についての重要事項)

第五十六条 条例第八十三條の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

六 (略)

(準用)

第五十九条 第四条、第十条から第十三条まで、十六條、第十八条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十五條、第二十六條及び第四十六條の規定は、指定居宅療養管理指導の事業につ

導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十五条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第八十三条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第六十三条 条例第九十五条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 (略)

(衛生管理等)

第六十三条の二 条例第九十八条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第六十三条の三 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第六十六条 (略)

2 (略)

いて準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十五条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十三条中「第十八条」とあるのは「第八十三条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第六十三条 条例第九十五条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 九 (略)

十 (略)

(勤務体制の確保等)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第六十八条 第四条、第十条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。第二十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第六十三条の二並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十一条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第二十三条第一項及び第六十四条の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第六十四条中「条例第九十九条」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第九十九条」と、「第六十七条」とあるのは「第八十一条」と、「第百条」とあるのは「第百二十一条」と読み替えるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第八十四条 条例第百三十条の規則で定める事業の

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第六十八条 第四条、第十条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。第二十三条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第六十六条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十一条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第二十三条及び第六十四条の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十三条中「条例」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第六十四条中「条例第九十九条」とあるのは「条例第百二十一条において準用する条例第九十九条」と、「第六十七条」とあるのは「第八十一条」と、「第百条」とあるのは「第百二十一条」と読み替えるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第八十四条 条例第百三十条の規則で定める事業の

運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (略)

(衛生管理等)

第八十四条の二 条例第三百三十一条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第八十七条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第四十六条、第六十二条及び第六十六条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第三百三十二条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、「条例」とあるのは「条例第三百三十三条において準用する条例」と、第六十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第三百三十三条において準用する条例」と、第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第八十八条 短期入所生活介護従業者(条例第三百三十六条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 医師 一以上

二・三 (略)

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 (略)

運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 八 (略)

九 (略)

第八十七条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第四十六条、第六十二条及び第六十六条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第三百三十二条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、「条例」とあるのは「条例第三百三十三条において準用する条例」と、第六十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第三百三十三条において準用する条例」と、第六十六条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第八十八条 短期入所生活介護従業者(条例第三百三十六条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 医師 一人以上

二・三 (略)

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 (略)



2・3 (略)

4 併設事業所及び介護医療院併設事業所（介護医療院に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるものをいう。次項、第六項、次条及び第八十九条第四項において同じ。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第二百二十一条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。）として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第百三十六条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。）が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所又は介護医療院併設事業所にあつては、当該併設事業所又は介護医療院併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

7 (略)

(事業の運営についての重要事項)

第九十一条 条例第百四十七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (略)

(準用)

第百一条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで（第二十五条第二項を除く。）、第六十二条の二及び第六十六条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十条第二項において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第百四十七条」と、「訪問介護員等」とあ

2・3 (略)

4 併設事業所及び介護医療院併設事業所（介護医療院に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるものをいう。次項、次条及び第八十九条第四項において同じ。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第二百二十一条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。）として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第百三十六条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。）が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

6 (略)

(事業の運営についての重要事項)

第九十一条 条例第百四十七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 八 (略)

九 (略)

(準用)

第百一条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで及び第六十六条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十条第二項において準用する条例」と、第二十三条中「第十八条」とあるのは「第百四十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十六条第

るのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十三  
条の二並びに第六十六条第三項及び第四項中「通  
所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従  
業者」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第二百二条 (略)

2 (略)

3 条例第二百五十四条第二項の設備に関し必要な基  
準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからホまでに掲げるユニ  
ットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれ  
イからホまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) (略)

(2) いずれかのユニットに属するものとし、  
当該ユニットの共同生活室に近接して一  
体的に設けること。ただし、一のユニット  
の利用定員(ユニット型指定短期入所生活  
介護事業所において同時に指定短期入所  
生活介護の提供を受けることができる利  
用者(条例第五十八条の利用者をいう。  
第五十五条において同じ。)の数の上限をい  
う。以下この節において同じ。)は、原則  
としておおむね十人以下とし、十五人を超  
えないものとする。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五  
平方メートル以上とすること。

(4) (略)

ロ ホ (略)

二 五 (略)

4 (略)

(事業の運営についての重要事項)

第二百四条 条例第五十七条の規則で定める事業の  
運営についての重要事項は、次に掲げるとおりと  
する。

一 九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 (略)

(勤務体制の確保等)

第一百十条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短  
期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修  
の機会を確保しなければならない。その際、当該  
ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全て

二項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所  
生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第二百二条 (略)

2 (略)

3 条例第二百五十四条第二項の設備に関し必要な基  
準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからホまでに掲げるユニ  
ットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれ  
イからホまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) (略)

(2) いずれかのユニットに属するものとし、  
当該ユニットの共同生活室に近接して一  
体的に設けること。ただし、一のユニット  
の利用定員(ユニット型指定短期入所生活  
介護事業所において同時に指定短期入所  
生活介護の提供を受けることができる利  
用者(条例第五十八条の利用者をいう。  
第五十五条において同じ。)の数の上限をい  
う。以下この節において同じ。)は、おお  
むね十人以下としなければならない。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五  
平方メートル以上とすること。また、ユニ  
ットに属さない居室をユニットの居室と  
して改修したものについては、居室を隔て  
る壁と天井との間に一定の隙間が生じる  
場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保  
すること。

(4) (略)

ロ ホ (略)

二 五 (略)

4 (略)

(事業の運営についての重要事項)

第二百四条 条例第五十七条の規則で定める事業の  
運営についての重要事項は、次に掲げるとおりと  
する。

一 九 (略)

十 (略)

(勤務体制の確保等)

第一百十条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短  
期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修  
の機会を確保しなければならない。

の短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第百十一条 第八十八条の二、第九十三条、第九十七号、第九十八条、第百条及び第百一条（第六十六条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十三条（第四号から第六号までを除く。）中「条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例」と、第九十三条第二号中「第百一条」とあるのは「第百一条において準用する第百一条」と、第九十三条第四号から第六号までの規定中「条例第百五十条」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百五十条」と、第百一条中「条例第百四十条第二項において準用する条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百四十条第二項において準用する条例」と、「第百四十七条」とあるのは「第百五十七条」と読み替えるものとする。

（準用）

第百十一条の三 第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで（第二十五条第二項を除く。）、第六十三条の二、第六十六条、第九十条から第九十三条まで、第九十五条から第百条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「条例第十八条の重要事項に関する規定」とあるのは「条例第百四十七条の重要事項に関する規定」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第六十三条の二並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の基準）

第百十二条 短期入所生活介護従業者（条例第百六十二条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。

の短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第百十一条 八十八条の二、第九十三条、第九十七号、第九十八条、第百条及び第百一条（第六十六条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十三条（第四号から第六号までを除く。）中「条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例」と、第九十三条第二号中「第百一条」とあるのは「第百一条において準用する第百一条」と、第九十三条第四号から第六号までの規定中「条例第百五十条」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百五十条」と、第百一条中「条例第百四十条第二項において準用する条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百四十条第二項において準用する条例」と、「第百四十七条」とあるのは「第百五十七条」と読み替えるものとする。

（準用）

第百十一条の三 第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで、第六十六条、第九十条から第九十三条まで、第九十五条から第百条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条中「条例第十八条の重要事項に関する規定」とあるのは「条例第百四十七条の重要事項に関する規定」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第六十六条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の基準）

第百十二条 短期入所生活介護従業者（条例第百六十二条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。

以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 一以上
  - 二 (略)
  - 三 栄養士 一以上
  - 四 機能訓練指導員 一以上
  - 五 (略)
- 2) 4 (略)

(準用)

第百十五條 第十條から第十三條まで、第十六條、第十九條、第二十條、第二十三條から第二十六條まで(第二十五條第二項を除く。)、第六十三條の二、第六十六條、第九十條から第九十三條まで及び第九十五條から第百條までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十三條第一項中「条例第十八條」とあるのは「条例第百六十六條において準用する条例第百四十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十三條の二並びに第六十六條第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十條から第九十三條(第四号から第六号までを除く。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第百六十六條において準用する条例」と、第九十三條第二号中「第百一條」とあるのは「第百十五條」と、第九十三條第四号から第六号までの規定中「第百五十條」とあるのは「第百六十六條」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第百二十條 条例第百七十六條の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 六 (略)
  - 七 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 八 (略)
- (準用)

第百二十八條 第四條、第十條から第十三條まで、第十五條、第十六條、第十九條、第二十條、第二十三條、第二十五條(第二項を除く。)、第二十六條、第六十六條、第八十四條の二及び第百條の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四條第一項中「条例」とあるのは「条例第百七十九條において準用する

以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 一人以上
  - 二 (略)
  - 三 栄養士 一人以上
  - 四 機能訓練指導員 一人以上
  - 五 (略)
- 2) 4 (略)

(準用)

第百十五條 第十條から第十三條まで、第十六條、第十九條、第二十條、第二十三條から第二十六條まで、第六十六條、第九十條から第九十三條まで及び第九十五條から第百條までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十三條中「条例第十八條」とあるのは「条例第百六十六條において準用する条例第百四十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十六條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十條から第九十三條(第四号から第六号までを除く。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第百六十六條において準用する条例」と、第九十三條第二号中「第百一條」とあるのは「第百十五條」と、第九十三條第四号から第六号までの規定中「第百五十條」とあるのは「第百六十六條」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第百二十條 条例第百七十六條の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 六 (略)
  - 七 (略)
- (準用)

第百二十八條 第四條、第十條から第十三條まで、第十五條、第十六條、第十九條、第二十條、第二十三條、第二十五條、第二十六條、第六十六條及び第百條の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四條第一項中「条例」とあるのは「条例第百七十九條において準用する条例第百四十條第二項において準

条例第四百四十条第二項において適用する条例」と、  
第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第  
百七十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短  
期入所療養介護従業者」と、第六十六条第三項及  
び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期  
入所療養介護従業者」と、第八十四条の二中「通  
所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期  
入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。  
(事業の運営についての重要事項)  
第三百三十条 条例第八十六条の規則で定める事業  
の運営についての重要事項は、次に掲げるとおり  
とする。  
一 六 (略)  
七 虐待の防止のための措置に関する事項  
八 (略)  
(勤務体制の確保等)  
第三百三十六条 (略)  
2・3 (略)  
4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短  
期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修  
の機会を確保しなければならない。その際、当該  
ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全て  
の短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、  
介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に  
規定する政令で定める者等の資格を有する者その  
他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護  
に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措  
置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適  
切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確  
保する観点から、職場において行われる性的な言  
動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業  
務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期  
入所療養介護従業者の就業環境が害されることを  
防止するための方針の明確化等の必要な措置を講  
じなければならない。  
(事業の運営についての重要事項)  
第四百四十一条 条例第二百条の規則で定める事業の  
運営についての重要事項は、次に掲げるとおりと  
する。  
一 八 (略)  
九 虐待の防止のための措置に関する事項  
十 (略)  
(勤務体制の確保等)  
第四百四十九条 (略)  
2・3 (略)  
4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施  
設従業者の資質の向上のための研修の機会を確保  
しなければならない。その際、指定特定施設入居  
者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看

用する条例」と、第二十三条中「第十八条」とあ  
るのは「第七十六条」と、「訪問介護員等」とあ  
るのは「短期入所療養介護従業者」と、第六十六  
条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期  
入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。  
(事業の運営についての重要事項)  
第三百三十条 条例第八十六条の規則で定める事業  
の運営についての重要事項は、次に掲げるとおり  
とする。  
一 六 (略)  
七 (略)  
(勤務体制の確保等)  
第三百三十六条 (略)  
2・3 (略)  
4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短  
期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修  
の機会を確保しなければならない。

(事業の運営についての重要事項)  
第四百四十一条 条例第二百条の規則で定める事業の  
運営についての重要事項は、次に掲げるとおりと  
する。  
一 八 (略)  
九 (略)  
(勤務体制の確保等)  
第四百四十九条 (略)  
2・3 (略)  
4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施  
設従業者の資質の向上のための研修の機会を確保  
しなければならない。

護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、  
法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資  
格を有する者その他これに類する者を除く。)に  
対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ  
るために必要な措置を講じなければならない。

5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な  
指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観  
点から、職場において行われる性的な言動又は優  
越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要  
かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業  
者の就業環境が害されることを防止するための方  
針の明確化等の必要な措置を講じなければならな  
い。

(準用)

第五百五十二条 第四条、第十一条、第十二条、第二十  
条、第二十三条から第二十六条まで(第二十五条  
を除く。)、第六十三条の二及び第九十七条の規  
定は、指定特定施設入居者生活介護の事業につ  
いて準用する。この場合において、第四条第一項中  
「条例」とあるのは「条例第九十四条第四項に  
おいて準用する条例」と、第二十三条第一項中「第  
十八条」とあるのは「二百条」と、「訪問介護員  
等」とあるのは「特定施設従業者」と、第六十三  
条の二中「通所介護従業者」とあるのは「特定施  
設従業者」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第五百五十五条 条例第二百十条の規則で定める事業  
の運営についての重要事項は、次に掲げるとおり  
とする。

一〜五 (略)

六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

七〜九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 (略)

(準用)

第五百五十九条 第四条、第十一条、第十二条、第二十  
条、第二十三条から第二十六条まで(第二十五条  
を除く。)、第六十三条の二、第四百四条、第四百  
十五條及び第四百四十七條から第五百一一条まで  
の規定は、外部サービス利用型特定施設入居者生活  
介護の事業について準用する。この場合において、  
第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百  
九条第四項において準用する条例」と、第二十三  
条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百十  
条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービ  
ス利用型特定施設従業者」と、第六十三条の二中「通  
所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業  
者」と、第四百四条中「条例」とあるのは「条例第  
二百十三條において準用する条例」と、第四百十

護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、  
法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資  
格を有する者その他これに類する者を除く。)に  
対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ  
るために必要な措置を講じなければならない。

5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な  
指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観  
点から、職場において行われる性的な言動又は優  
越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要  
かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業  
者の就業環境が害されることを防止するための方  
針の明確化等の必要な措置を講じなければならな  
い。

(準用)

第五百五十二条 第四条、第十一条、第十二条、第二十  
条、第二十三条から第二十六条まで及び第九十七  
条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業  
について準用する。この場合において、第四条第  
一項中「条例」とあるのは「条例第九十四条第  
四項において準用する条例」と、第二十三条中「第  
十八条」とあるのは「二百条」と、「訪問介護員  
等」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える  
ものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第五百五十五条 条例第二百十条の規則で定める事業  
の運営についての重要事項は、次に掲げるとおり  
とする。

一〜五 (略)

六 利用者が他の居室にに移る場合の条件及び手  
続

七〜九 (略)

十 (略)

(準用)

第五百五十九条 第四条、第十一条、第十二条、第二十  
条、第二十三条から第二十六条まで、第四百四  
条、第四百四十五條及び第四百四十七條から第五百一  
条までの規定は、外部サービス利用型特定施設入  
居者生活介護の事業について準用する。この場合  
において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条  
例第二百九条第四項において準用する条例」と、  
第二十三条中「第十八条」とあるのは「第二百十  
条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービ  
ス利用型特定施設従業者」と、第四百四条中「条  
例」とあるのは「条例第二百十三條において準用  
する条例」と、第四百四十五條第二項中「指定特定  
施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービ  
スを」と、第四百四十九條中「指定特定施設入居者

五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第四百四十九条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第六百六十三条 条例第二百二十三条の規則で定める事業の運営についての重要事項(第六百六十八条において「運営規程」という。)は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(衛生管理等)

第六百六十三条の二 条例第二百二十四条第六項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示及び目録の備え付け)

第六百六十八条 (略)

2) 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3) (略)

(準用)

第六百六十九条 第四条、第十条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで並びに第六十六条(第三項を除く。)の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十六条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは

生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第六百六十三条 条例第二百二十三条の規則で定める事業の運営についての重要事項(第六百六十八条において「運営規程」という。)は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 (略)

(掲示及び目録の備え付け)

第六百六十八条 (略)

2) (略)

(準用)

第六百六十九条 第四条、第十条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十六条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等(条例第五条第一項の訪問介護員等をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあ

「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十二条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十四条から第二十六号まで、第六十六条(第三項を除く。)、第六十一条から第六十四条まで並びに第六十六条から第六十八条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第六十二条から第六十四条(第四号から第六号までを除く。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第六十四条第二号中「第六十九条」とあるのは「第七十二条」と、第六十四条第四号から第六号までの規定中「第二百二十六条」とあるのは「第二百二十九条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第四条、第七条の二、第十条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十四条から第二十六号まで、第六十六条(第三項を除く。)、第六十六条並びに第六十六条から第六十八条までの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第七条の二及び第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四

条中「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十二条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十四条から第二十六号まで、第六十六条第一項及び第二項、第六十一条から第六十四条まで並びに第六十六条から第六十八条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等(条例第五十一条の訪問介護員等をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第六十二条から第六十四条(第四号から第六号までを除く。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第六十四条第二号中「第六十九条」とあるのは「第七十二条」と、第六十四条第四号から第六号までの規定中「第二百二十六条」とあるのは「第二百二十九条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十四条から第二十六号まで、第六十六条第一項及び第二項、第六十六条並びに第六十六条から第六十八条までの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介



条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第六十六条中「条例」とあるのは「条例第二百三十九条において準用する条例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第六十六条及び第六十七条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

(電磁的記録)

第八十条 条例第二百四十一条第一項の規則で定める規定は、第十一条第一項（第二十六条の二、第三十条、第三十六条、第三十九条、第四十七条、第五十二条、第五十九条、第六十七条、第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百条（第一百一条において準用する場合を含む。）、第一百一十条の三、第一百五十五条、第二百二十八条（第二百三十七条において準用する場合を含む。）、第二百五十二条、第二百五十九条、第六十九条、第七十二条及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第四百四十五条第一項（第二百五十九条において準用する場合を含む。）とする。

職員等（条例第五条第一項の訪問介護員等をいう。以下この節において同じ。）とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第六十六条中「条例」とあるのは「条例第二百三十九条において準用する条例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第六十六条及び第六十七条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

(三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章〜第三章 (略)	第一章〜第三章 (略)
第四章 雑則(第四十一条)	
附則 (従業者の基準)	附則 (従業者の基準)
第三条 条例第四条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第三条 条例第四条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一〜三 (略)	一〜三 (略)
四 栄養士又は管理栄養士 一人以上	四 栄養士 一人以上
五・六 (略)	五・六 (略)
2 (略)	2 (略)
	3 条例第四条第二項の規則で定める従業者は、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第三十九条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限

3 8 (略)

(施設の運営についての重要事項)

第十条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 (略)

(衛生管理等)

第十一条 条例第二十条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 (略)

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十二条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催すること。

四 (略)

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十四条 (略)

(栄養管理)

4 9 (略)

(施設の運営についての重要事項)

第十条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 六 (略)

七 (略)

(衛生管理等)

第十一条 条例第二十条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 (略)

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十二条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的開催すること。

四 (略)

第二十四条 (略)

る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第五百十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第百六十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)とする。

第二十四条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十四条の三 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(揭示)

第二十八条 (略)

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(設備の基準)

第三十二条 条例第二十九条第四項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(2) (略)

(勤務体制の確保等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(揭示)

第二十八条 (略)

(設備の基準)

第三十二条 条例第二十九条第四項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(2) (略)

(3) (略)

ロ(二) (略)

二(四) (略)

(施設の運営についての重要事項)

第三十四条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一(七) (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十条 前章（第三条、第四条、第六条、第十条、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十六条を除く。）の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（第九条第五号及び第十三条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第八条中「第十五条から第三十一条まで」とあるのは「第三十六条から第三十九条まで並びに第四十条において準用する第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十四条から第二十五条まで及び第二十七条から第三十一条まで」と、第九条第五号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第十三条第二号中「第十八条」とあるのは「第四十条において準用する第十八条」と、第十三条第三号中「第十条第五項」とあるのは「第

(3) ~~ユニットに属さない居室を改修したも~~  
~~のについては、居室を隔てる壁と天井との~~  
~~間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相~~  
~~互間の視線の遮断を確保すること。~~

(4) (略)

ロ(二) (略)

二(四) (略)

(施設の運営についての重要事項)

第三十四条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一(七) (略)

八 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第四十条 前章（第三条、第四条、第六条、第十条、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十六条を除く。）の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（第九条第五号及び第十三条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第八条中「第十五条から第三十一条まで」とあるのは「第三十六条から第三十九条まで並びに第四十条において準用する第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十一条まで」と、第九条第五号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第十三条第二号中「第十八条」とあるのは「第四十条において準用する第十八条」と、第十三条第三号中「第十条第五項」とあるのは「第

は「第三十一条第七項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雑則

(電磁的記録等)

第四十一条 条例第三十六条第一項の規則で定める規定は、第十六条第一項（第四十条において適用する場合を含む。）及び第十八条第一項（第四十条において適用する場合を含む。）とする。

#### 附則

1 10 (略)

11 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十二号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第十三項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床

三十一条第七項」と読み替えるものとする。

#### 附則

1 10 (略)

11 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十二号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第十三項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床

又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第四条第八号及び第三十二条第四号に規定にかかわらず、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

14・15 (略)

又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第四条第八号及び第三十二条第四号に規定にかかわらず、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

14・15 (略)

（三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）  
 第六条 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章〜第三章 (略)	第一章〜第三章 (略)
第四章 雑則(第四十三条)	
附則 (従業者の基準)	附則 (従業者の基準)
第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一〜四 (略)	一〜四 (略)
五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一人以上	五 栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一人以上
六・七 (略)	六・七 (略)
2〜4 (略) (施設の運営についての重要事項)	2〜4 (略) (施設の運営についての重要事項)
第十三条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第十三条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一〜五 (略)	一〜五 (略)
六 虐待の防止のための措置に関する事項	六 (略)
七 (略) (衛生管理等)	(衛生管理等)
第十四条 条例第二十条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	第十四条 条例第二十条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
二 当該介護老人保健施設における感染症及び食	二 当該介護老人保健施設における感染症及び食

中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 (略)

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十五条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催すること。

四 (略)

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十四条 (略)

(栄養管理)

第二十四条の二 介護老人保健施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十四条の三 介護老人保健施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 (略)

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十五条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的開催すること。

四 (略)

第二十四条 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

( 掲 示 )

第三十一条 ( 略 )

2 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

( 施設の運営についての重要事項 )

第三十六条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜七 ( 略 )

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 ( 略 )

( 勤務体制の確保等 )

第四十一条 ( 略 )

2・3 ( 略 )

4 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

( 準用 )

第四十二条 前章(第三条、第四条、第五条第三項、第七条、第十三条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条を除く。)の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、これらの規定(第十六条第四号及び第三十一条第一項の規定を除く。)中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十一条中「第十八条から第三十三条まで」とあるのは「第三十八条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第十八条から第二十四条の三まで、第二十七条及び第三十条から第三十三条まで」と、第十六条第三号中「第二十一条」とあるのは「第四十二条において準用する第二十一条」と、第十六条第四号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第三十一条第一項中「第十七条」とあるのは

( 掲 示 )

第三十一条 ( 略 )

( 施設の運営についての重要事項 )

第三十六条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜七 ( 略 )

八 ( 略 )

( 勤務体制の確保等 )

第四十一条 ( 略 )

2・3 ( 略 )

4 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

( 準用 )

第四十二条 前章(第三条、第四条、第五条第三項、第七条、第十三条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条を除く。)の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、これらの規定(第十六条第四号及び第三十一条の規定を除く。)中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十一条中「第十八条から第三十三条まで」とあるのは「第三十八条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第十八条から第二十四条まで、第二十七条及び第三十条から第三十三条まで」と、第十六条第三号中「第二十一条」とあるのは「第四十二条において準用する第二十一条」と、第十六条第四号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第三十一条中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と読



「第三十二条」と読み替えるものとする。	み替えるものとする。
第四章 雑則 (電磁的記録等)	
第四十三条 条例第三十六条第一項の規則で定める規定は、第十九条第一項(第四十二条において準用する場合を含む。 )及び第二十一条第一項(第四十二条において準用する場合を含む。 )とする。	

(三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(従業者の基準)	(従業者の基準)
第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上	一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
二、四 (略)	二、四 (略)
五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上	五 (略)
六 (略)	五 (略)
2 条例第三条第二項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	2 条例第三条第二項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一、三 (略)	一、三 (略)
四 介護支援専門員 一以上	四 介護支援専門員 一人以上
3 条例第三条第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	3 条例第三条第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上	一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
二、三 (略)	二、三 (略)
四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上	四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一人以上
五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上	五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一人以上
六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上	六 介護支援専門員 一人以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
七 介護支援専門員 一以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)	六 介護支援専門員 一人以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
4 (略)	4 (略)
5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数	5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数

<p>は、<u>第一項第六号及び第三項第七号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症患者療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。</p>	<p>は、<u>第一項第五号及び第三項第六号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症患者療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。</p>
<p>6 <u>第一項第六号、第三項第七号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。</u></p>	<p>6 <u>条例第三条第四項の規則で定める従業者は、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員とする。</u></p>
<p>7・8 (略)</p> <p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第十三条 <u>条例第十八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>七 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 <u>条例第二十一条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>7 <u>第一項第五号、第三項第六号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第十三条 <u>条例第十八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 <u>条例第二十一条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p>

<p>四 (略)</p> <p>(事故の発生又は再発防止のための措置)</p> <p>第十五条 条例第二十五条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>(栄養管理)</p> <p>第二十三条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p> <p>第二十三条の三 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>四 (略)</p> <p>(事故の発生又は再発防止のための措置)</p> <p>第十五条 条例第二十五条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的開催すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第二十九条 (略)</p>
--	--

<p>四 (略)</p> <p>(事故の発生又は再発防止のための措置)</p> <p>第十五条 条例第二十五条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的開催すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第二十九条 (略)</p>
--

第三十一条 (略)

(電磁的記録等)

第三十二条 条例第二十八条第一項の規則で定める

規定は、第十九条第一項及び第二十一条第一項とする。

附 則

1 ～ 8 (略)

9 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、令和六年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和六年三月三十一日までの間は、第三条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二 ～ 五 (略)

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

七 (略)

11 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第四条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第六条第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

13 ・ 14 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 条例第二十八条第一項の規則で定める

規定は、第十九条第一項及び第二十一条第一項とする。

附 則

1 ～ 8 (略)

9 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十六年三月三十一日までの間は、第三条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二 ～ 五 (略)

六 (略)

11 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第六条第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

13 ・ 14 (略)

(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第八条 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第十三章（略）</p> <p>第十四章 雑則（第七十四条）</p> <p>附則 （事業の運営についての重要事項）</p> <p>第三十四条 条例第四十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九（略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第三十六条の十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （衛生管理等）</p> <p>第三十六条の十三の二 条例第四十一条の三条第三項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のため</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十三章（略）</p> <p>附則 （事業の運営についての重要事項）</p> <p>第三十四条 条例第四十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八（略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第三十六条の十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

の指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第三十六条の十四 (略)

2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第三十六条の十六 (略)

2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第四十条 前節(第三十二条、第三十六条、第三十六条の七及び第三十七条を除く。)の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二から第三十四条(同条各号を除く。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、第三十六条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第四十八条において準用する第四十一条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第四十三条 条例第六十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十三条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

(掲示)

第三十六条の十四 (略)

(地域との連携)

第三十六条の十六 (略)

(準用)

第四十条 前節(第三十二条、第三十六条、第三十六条の七及び第三十七条を除く。)の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二から第三十四条(同条各号を除く。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、第三十六条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第四十八条において準用する第四十一条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第四十三条 条例第六十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜六 (略)

七 (略)

2) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3) 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4) 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十八条 第三十二条の二、第三十六条の三から第三十六条の五まで及び第三十六条の七から第三十六条の十七まで（第三十六条の十三を除く。）の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三の二及び第三十六条の十四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同項中「第四十一条」とあるのは「第六十条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第五十条 条例第七十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(準用)

第五十三条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七から第三十六条の十四まで（第三十六条の十三を除く。）、第三十六条の十六、第三十六条の十七、第四十三条の二及び第四十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三の二及び第三十六条の十四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、同項中「第四十一条」とあるのは「第七十条」と、第四十三条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士等」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十八条 第三十二条の二、第三十六条の三から第三十六条の五まで及び第三十六条の七から第三十六条の十七までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三及び第三十六条の十四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同条中「第四十一条」とあるのは「第六十条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第五十条 条例第七十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

六 (略)

(準用)

第五十三条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七から第三十六条の十四まで、第三十六条の十六、第三十六条の十七及び第四十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三及び第三十六条の十四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、同条中「第四十一条」とあるのは「第七十条」と読み替えるものとする。

(情報提供又は助言の方法)

第五十六条 条例第七十九条第六項及び同条第十三項の規則で定める方法は、サービス担当者会議に参加することとする。

2 (略)

(事業の運営についての重要事項)

第五十七条 条例第八十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(準用)

第六十条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の八、第三十六条の十から第三十六条の十四まで、(第三十六条の十三を除く)、第三十六条の十六、第三十六条の十七、第四十三条の二及び第四十七条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三の二及び第三十六条の十四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第三十六条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第八十条」と、第四十三条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第七十六条 条例第百十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (略)

(勤務体制の確保等)

第七十八条の二 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その

(情報提供又は助言の方法)

第五十六条 条例第七十九条第六項の規則で定める方法は、サービス担当者会議に参加することとする。

2 (略)

(事業の運営についての重要事項)

第五十七条 条例第八十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 (略)

(準用)

第六十条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の八、第三十六条の十から第三十六条の十四まで、第三十六条の十六、第三十六条の十七及び第四十七条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三及び第三十六条の十四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第三十六条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第八十条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第七十六条 条例第百十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 八 (略)

九 (略)

(勤務体制の確保等)

第七十八条の二 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。



他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。(衛生管理等)

第七十八条の三 条例第一百十二条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第八十条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七から第三十六条の九まで、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六、第三十六条の十七及び第四十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第一百十四条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第一百十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第八十一条 指定介護予防短期入所生活介護従業者(条例第一百七十七条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(準用)

第八十条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七から第三十六条の九まで、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六、第三十六条の十七及び第四十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第一百十四条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第一百十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第八十一条 指定介護予防短期入所生活介護従業者(条例第一百七十七条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 医師 一人以上  
 二・三 (略)  
 四 栄養士 一人以上  
 五 機能訓練指導員 一人以上  
 六 (略)  
 2・3 (略)  
 4 併設事業所及び介護医療院併設事業所（介護医療院に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるものをいう。次項、第六項、次条及び第八十二条第四項において同じ。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第二百二十九条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。）として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第五十七条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。）が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所又は介護医療院併設事業所にあつては、当該併設事業所又は介護医療院併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

7 (略)  
 (事業の運営についての重要事項)  
 第八十四条 条例第二百二十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 八 (略)  
 九 虐待の防止のための措置に関する事項  
 十 (略)  
 (衛生管理等)

第八十四条の二 条例第三百十条の二第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所に

一 医師 一人以上  
 二・三 (略)  
 四 栄養士 一人以上  
 五 機能訓練指導員 一人以上  
 六 (略)  
 2・3 (略)  
 4 併設事業所及び介護医療院併設事業所（介護医療院に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるものをいう。次項、次条及び第八十二条第四項において同じ。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第二百二十九条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。）として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の看護職員及び介護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第一百七条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。）が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

6 (略)  
 (事業の運営についての重要事項)  
 第八十四条 条例第二百二十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 八 (略)  
 九 (略)

における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（準用）

第九十四条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六第二項を除く。）及び第七十八条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十一条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第七十八条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第九十五条 （略）

2 （略）

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットの設備は、次のイからホまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) （略）

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（条例第百四十条の利用者をいう。以下この条及び第九十二条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）

における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（準用）

第九十四条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで及び第七十八条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十一条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第七十八条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第九十五条 （略）

2 （略）

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットの設備は、次のイからホまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) （略）

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（条例第百四十条の利用者をいう。以下この条及び第九十二条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）

は、原則としておおむね十人以下とし、十  
五人を超えないものとする。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五  
平方メートル以上とすること。

(4) (略)

ロくホ (略)

二く五 (略)

4 (略)

(事業の運営についての重要事項)

第九十七条 条例第三百三十九条の規則で定める事業  
の運営についての重要事項は、次に掲げるとおり  
とする。

一く九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 (略)

(勤務体制の確保等)

第百条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業  
者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の  
向上のために、その研修の機会を確保しなければ  
ならない。その際、当該ユニット型指定介護予防  
短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期  
入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福  
祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定す  
る政令で定める者等の資格を有する者その他これ  
に類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る  
基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講  
じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業  
者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生  
活介護の提供を確保する観点から、職場において  
行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし  
た言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超え  
たものにより介護予防短期入所生活介護従業者の  
就業環境が害されることを防止するための方針の  
明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百四条の三 第三十六条の二から第三十六条の五  
まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十  
六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十  
四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六  
第二項を除く。）、第七十八条の二、第八十三条  
から第八十六条まで及び第八十八条から第九十三  
条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介

は、おおむね十人以下としなければならない  
い。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五  
平方メートル以上とすること。また、ユニ  
ットに属さない居室をユニットの居室と  
して改修したものについては、居室を隔て  
る壁と天井との間に一定の隙間が生じる  
場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保  
すること。

(4) (略)

ロくホ (略)

二く五 (略)

4 (略)

(事業の運営についての重要事項)

第九十七条 条例第三百三十九条の規則で定める事業  
の運営についての重要事項は、次に掲げるとおり  
とする。

一く九 (略)

十 (略)

(勤務体制の確保等)

第百条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業  
者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の  
向上のために、その研修の機会を確保しなければ  
ならない。

(準用)

第百四条の三 第三十六条の二から第三十六条の五  
まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十  
六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十  
四から第三十六条の十七まで、第七十八条の二、  
第八十三条から第八十六条まで及び第八十八条か  
ら第九十三条までの規定は、共生型介護予防短期  
入所生活介護の事業について準用する。この場合

護の事業について準用する。この場合において、第三十六条の十四第一項中「条例第四十一条」とあるのは「条例第二百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第七十八条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十六条第一項第二号中「第九十四条において準用する第三十六条の十一第二項」とあるのは「第三十六条の十一第二項」と、同項第四号中「条例第三百三十二条において準用する条例第三十八条の二」とあるのは「条例第四百二十二条の三において準用する条例第三十八条の二」と、同項第五号中「条例第三百三十二条において準用する条例第四十一条の六第二項」とあるのは「条例第四百二十二条の三において準用する条例第四十一条の六第二項」と、同項第六号中「条例第三百三十二条において準用する条例第四十一条の七第二項」とあるのは「条例第四百二十二条の三において準用する条例第四十一条の七第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第二百五条 介護予防短期入所生活介護従業者（条例第四百四十四条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 一以上
- 二 (略)
- 三 栄養士 一以上
- 四 機能訓練指導員 一以上
- 五 (略)

2・3 (略)

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(準用)

第九十九条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六第二項を除く。）、第七十八条の二、第八十三条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十三条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護

において、第三十六条の十四中「条例第四十一条」とあるのは「条例第二百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第七十八条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十六条第一項第二号中「第九十四条において準用する第三十六条の十一第二項」とあるのは「第三十六条の十一第二項」と、同項第四号中「条例第三百三十二条において準用する条例第三十八条の二」とあるのは「条例第四百二十二条の三において準用する条例第三十八条の二」と、同項第五号中「条例第三百三十二条において準用する条例第四十一条の六第二項」とあるのは「条例第四百二十二条の三において準用する条例第四十一条の六第二項」と、同項第六号中「条例第三百三十二条において準用する条例第四十一条の七第二項」とあるのは「条例第四百二十二条の三において準用する条例第四十一条の七第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第二百五条 短期入所生活介護従業者（条例第四百四十四条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 一人以上
- 二 (略)
- 三 栄養士 一人以上
- 四 機能訓練指導員 一人以上
- 五 (略)

2・3 (略)

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(準用)

第九十九条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで、第七十八条の二、第八十三条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十三条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合に

の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第四百四十八条において準用する条例第二百二十一条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十六条の十四第一項中「条例第四十一条」とあるのは「条例第四百四十八条において準用する条例第二百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第七十八条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十三条から第八十六条（各号列記以外の部分及び第三号に限る。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第四百四十八条において準用する条例」と、第八十六条第二号中「第九十四条」とあるのは「第九十九条」と、第八十六条第四号から第六号までの規定中「第三百三十二条」とあるのは「第四百四十八条」と読み替えるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第百十四条 条例第百五十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 六 （略）

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 （略）

（準用）

第百二十二条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六（第二項を除く。）、第三十六条の十七、第七十八条の二、第七十八条の三及び第八十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百六十二条において準用する条例第二百二十一条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第七十八条の二第三項及び第四項並びに第七十八条の三第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読

において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例第二百二十一条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十一中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十六条の十四中「条例第四十一条」とあるのは「条例第四百四十八条において準用する条例第二百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第七十八条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八十三条から第八十六条（各号列記以外の部分及び第三号に限る。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第四百四十八条において準用する条例」と、第八十六条第二号中「第九十四条」とあるのは「第九十九条」と、第八十六条第四号から第六号までの規定中「第三百三十二条」とあるのは「第四百四十八条」と読み替えるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第百十四条 条例第百五十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 六 （略）

七 （略）

（準用）

第百二十二条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六、第三十六条の十七、第七十八条の二及び第八十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百六十二条において準用する条例第二百二十一条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第七十八条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

<p>み替えるものとする。 (事業の運営についての重要事項)</p> <p>第二百二十四条 条例第百六十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 (略) (勤務体制の確保等)</p>	<p>(事業の運営についての重要事項)</p> <p>第二百二十四条 条例第百六十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 (略) (勤務体制の確保等)</p>
<p>第二百二十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第二百二十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (事業の運営についての重要事項)</p>	<p>(事業の運営についての重要事項)</p>
<p>第二百三十五条 条例第百八十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 (略) (勤務体制の確保等)</p>	<p>第二百三十五条 条例第百八十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 (略) (勤務体制の確保等)</p>
<p>第四百十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第四百十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百四十六条 第三十二条の二、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六を除く。）、第八十四条の二及び第九十一条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第八十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第八十四条の二中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第百四十九条 条例第九十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 (略)

(準用)

第百五十三条 第三十二条の二、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六を除く。）、第八十四条の二、第三百三十四条、第三百三十九条から第四百二十二条まで、第四百四十四条及び第四百四十五条の規定は、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二中「条例」とあるのは「条例第九十三条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第九十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十六条の十五中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第八十四条の二中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三百三十四条中「条例」とあるのは

(準用)

第百四十六条 第三十二条の二、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで及び第九十一条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第八十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第百四十九条 条例第九十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 九 (略)

十 (略)

(準用)

第百五十三条 第三十二条の二、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで、第二百二十四条、第三百三十九条から第四百二十二条まで、第四百四十四条及び第四百四十五条の規定は、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二中「条例」とあるのは「条例第九十三条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第九十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十六条の十五中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第三百三十四条中「条例」とあるのは「条例第九十七条において準用する条例」と、第三百三十九条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第四百四十条中「指定介



「条例第百九十七条において準用する条例」と、第百三十九条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、第百四十条第一項、第二項、第三項及び第五項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第百五十七条 条例第二百七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

第百六十一条 (略)

(衛生管理等)

第百六十一条の二 条例第二百八条第六項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備え付け)

第百六十二条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第百六十三条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の十二まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで並びに第七十八条の二(第三項を除く。)の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第

介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第百五十七条 条例第二百七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 (略)

第百六十一条 (略)

(掲示及び目録の備え付け)

第百六十二条 (略)

2 (略)

(準用)

第百六十三条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の十二まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで並びに第七十八条の二第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第

二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第三十六条の十二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第七十八条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第六百六十六条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の六まで、第三十六条の八から第三十六条の十二まで、第三十六条の十三の二、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで、第七十八条の二(第三項を除く。)、第五百五十五条から第五百五十八条まで及び第六十条から第六十二条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十及び第三十六条の十三の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第三十六条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第七十八条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五百五十六条から第五百五十八条(同条各号列記以外の部分及び第二号に限る。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第五百五十八条第一号中「第六百六十二条」とあるのは「第六百六十六条」と、第五百五十八条第二号から第五号までの規定中「第二百十条」とあるのは「第二百十三条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七百七十三条 第三十二条の二、第三十六条の二か

二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第三十六条の十二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第七十八条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第六百六十六条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の六まで、第三十六条の八から第三十六条の十二まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで、第七十八条の二(第一項及び第二項に限る。)、第五百五十五条から第五百五十八条まで及び第六十条から第六十二条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第七十八条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第五百五十六条から第五百五十八条(同条各号列記以外の部分及び第二号に限る。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第五百五十八条第一号中「第六百六十二条」とあるのは「第六百六十六条」と、第五百五十八条第二号から第五号までの規定中「第二百十条」とあるのは「第二百十三条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七百七十三条 第三十二条の二、第三十六条の二か

ら第三十六條の六まで、第三十六條の八から第三十六條の十まで、第三十六條の十五から第三十六條の十七まで、第七十八條の二(第三項を除く。)、第五十七條及び第六十條から第六十二條までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十二條の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十四條において準用する条例」と、第三十六條の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱い特定福祉用具の種目」と、第三十六條の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六條の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第七十八條の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同條第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十七條中「条例」とあるのは「条例第二百二十四條において準用する条例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第六十條及び第六十一條中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

(電磁的記録)

第七十四條 条例第二百二十六條第一項の規則で定める規定は、第三十六條の三第一項(第四十條、第四十八條、第五十三條、第六十條、第八十條、第九十四條(第九十條において準用する場合を含む。)、第九十九條、第二百二十二條(第一百三十一條において準用する場合を含む。))、第四百六條、第五百十三條、第六十三條、第六十六條及び第七十三條において準用する場合を含む。)及び第三百九條第一項(第五十三條において準用する場合を含む。)とする。

ら第三十六條の六まで、第三十六條の八から第三十六條の十まで、第三十六條の十五から第三十六條の十七まで、第七十八條の二(第一項及び第二項に限る。)、第五十七條及び第六十條から第六十二條までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十二條の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十四條において準用する条例」と、第三十六條の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱い特定福祉用具の種目」と、第三十六條の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六條の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第七十八條の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第五十七條中「条例」とあるのは「条例第二百二十四條において準用する条例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第六十條及び第六十一條中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第九條 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成三十年三  
重県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章〜第三章 (略)	第一章〜第三章 (略)
第四章 雑則(第四十三條)	
附則	附則
(従業者の基準)	(従業者の基準)
第三條 条例第三條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第三條 条例第三條第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一〜三 (略)	一〜三 (略)
四 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介	四 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつ

護医療院にあつては、一以上

五 〽七 (略)

2 〽4 (略)

(施設の運営についての重要事項)

第十三条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 〽五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(衛生管理等)

第十四条 条例第二十条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 (略)

2 (略)

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十五条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。

四 (略)

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十四条 (略)

(栄養管理)

第二十四条の二 介護医療院の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十四条の三 介護医療院の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計

ては、一以上

五 〽七 (略)

2 〽4 (略)

(施設の運営についての重要事項)

第十三条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 〽五 (略)

六 (略)

(衛生管理等)

第十四条 条例第二十条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 (略)

2 (略)

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十五条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。

四 (略)

第二十四条 (略)

<p>画的に行わなければならない。 (勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第二十九条 (略)</p>	<p>第二十九条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 介護医療院の開設者は、従業者に対し、資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 介護医療院の開設者は、従業者に対し、資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (掲示)</p>	<p>(掲示)</p>
<p>第三十一条 (略)</p>	<p>第三十一条 (略)</p>
<p>2 介護医療院の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (施設の運営についての重要事項)</p>	<p>(施設の運営についての重要事項)</p>
<p>第三十六条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第三十六条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一〜七 (略)</p>	<p>一〜七 (略)</p>
<p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 (略) (勤務体制の確保等)</p>	<p>八 (略) (勤務体制の確保等)</p>
<p>第四十一条 (略)</p>	<p>第四十一条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>5 ユニット型介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超</p>	

えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十二条 前章(第三条、第四条、第五条第三項、第七条、第十三条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条を除く。)の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定(第十六条第四号及び第三十一条の規定を除く。)中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十一条中「第十八条から第三十三条まで」とあるのは「第三十八条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第十八条から第二十四条の三まで、第二十七条及び第三十条から第三十三条まで」と、第十六条第三号中「第二十一条」とあるのは「第四十二条において準用する第二十一条」と、第十六条第四号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第三十一条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雑則

(電磁的記録等)

第四十三条 条例第三十六条第一項の規則で定める規定は、第十九条第一項(第四十二条において準用する場合を含む。)及び第二十一条第一項(第四十二条において準用する場合を含む。)とする。

#### 附則

##### 1 (略)

(経過措置)

2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第五条第三項第一号及び第三十四条第三号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当

(準用)

第四十二条 前章(第三条、第四条、第五条第三項、第七条、第十三条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条を除く。)の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定(第十六条第四号及び第三十一条の規定を除く。)中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十一条中「第十八条から第三十三条まで」とあるのは「第三十八条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第十八条から第二十四条まで、第二十七条及び第三十条から第三十三条まで」と、第十六条第三号中「第二十一条」とあるのは「第四十二条において準用する第二十一条」と、第十六条第四号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第三十一条中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と読み替えるものとする。

#### 附則

##### 1 (略)

(経過措置)

2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第五条第三項第一号及び第三十四条第三号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合におけ

<p>該転換に係る療養室に隣接する廊下については、  <u>第五条第三項第五号イ及び第三十四条第六号イの</u>  <u>規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上と</u>  <u>する。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以</u>  <u>上とする。</u></p>	<p>る当該転換に係る療養室に隣接する廊下について  は、<u>第五条第三項第五号イ及び第三十四条第六号</u>  <u>イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以</u>  <u>上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メート</u>  <u>ル以上とする。</u></p>
<p>4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつ  て、<u>令和六年三月三十一日までの間に当該介護療</u>  <u>養型老人保健施設の全部又は一部を廃止すると</u>  <u>ともに、介護医療院を開設した場合における当該介</u>  <u>護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターにつ</u>  <u>いては、第五条第三項第一号及び第三十四条第三</u>  <u>号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞ</u>  <u>れ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通</u>  <u>階段を二以上設けること。ただし、エレベーター</u>  <u>が設置されているもの又は二階以上の各階におけ</u>  <u>る療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メ</u>  <u>ートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃</u>  <u>材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材</u>  <u>料をいう。）で造られている建築物にあつては百</u>  <u>平方メートル）以下のものについては、屋内の直</u>  <u>通階段を一とすることができる」とする。</u></p>	<p>4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつ  て、<u>平成三十六年三月三十一日までの間に当該介</u>  <u>護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止する</u>  <u>とともに、介護医療院を開設した場合における当</u>  <u>該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーター</u>  <u>については、第五条第三項第一号及び第三十四条</u>  <u>第三号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそ</u>  <u>れぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の</u>  <u>直通階段を二以上設けること。ただし、エレベ</u>  <u>ーターが設置されているもの又は二階以上の各階に</u>  <u>おける療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方</u>  <u>メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は</u>  <u>不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不</u>  <u>燃材料をいう。）で造られている建築物にあつて</u>  <u>は百平方メートル）以下のものについては、屋内</u>  <u>の直通階段を一とすることができる」とする。</u></p>
<p>5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつ  て、<u>令和六年三月三十一日までの間に当該介護療</u>  <u>養型老人保健施設の全部又は一部を廃止すると</u>  <u>ともに、介護医療院を開設した場合における当該介</u>  <u>護医療院の療養室に隣接する廊下については、第</u>  <u>五条第三項第五号イ及び第三十四条第六号イの規</u>  <u>定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とす</u>  <u>る。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上</u>  <u>とする。</u></p>	<p>5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつ  て、<u>平成三十六年三月三十一日までの間に当該介</u>  <u>護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止する</u>  <u>とともに、介護医療院を開設した場合における当</u>  <u>該介護医療院の療養室に隣接する廊下について</u>  <u>は、第五条第三項第五号イ及び第三十四条第六号</u>  <u>イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以</u>  <u>上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メート</u>  <u>ル以上とする。</u></p>
<p>6 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の  <u>病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行</u>  <u>つて介護医療院を開設する場合における当該介護</u>  <u>医療院の浴室については、第四条第三号ロ及び第</u>  <u>三十四条第二号ロの規定にかかわらず、新築、増</u>  <u>築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間</u>  <u>は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者</u>  <u>の入浴に適した設備を設けることとする。</u></p>	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
(虐待の防止に係る経過措置)
- この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第五条（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第五条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十二条（新特別養護老人ホーム

基準規則第三十八条において準用する場合を含む。)、第四十条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)、第七条、第三十二条、第四十二条、第四十九条、第五十六条、第六十二条、第八十四条、第九十一条、第一百零四条、第一百二十条、第一百三十一条、第一百四十一条、第一百五十五条及び第一百六十二条、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)、第十条及び第三十四条、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)、第十三条及び第三十六条、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。)、第十三条、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。)、第三十四条、第四十三条、第五十条、第五十七条、第七十六条、第八十四条、第九十七条、第一百四十一条、第二百四十一条、第三百三十五条、第四百九十九条及び第五百七十七条並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護医療院基準規則」という。)、第十三条及び第三十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第三号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第九条第三号、新特別養護老人ホーム基準規則第八条第三号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十一条第三号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十四条第三号(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四条第三号及び新介護医療院基準規則第十四条第三号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること」とあるのは「研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めること」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第五号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十条第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九条第五号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第五号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十五条第五号(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五条第五号及び新介護医療院基準規則第十五条第五号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、「担当者を置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。))及び第二十七条第四項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準規則第二十三条の二第三項(新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。)、第六十六条第三項(新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条、第一百一十一条の三、第一百五十五条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。)、第一百零四条第四項、第一百三十六条第四項及び第四百九十九条第四項(新指定居宅サービス等基準規則第一百五十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六条第三項及び第三十九条第四項(新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。)、



新介護老人保健施設基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七条第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六条の十三第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第四十条において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第九十四条、第四百四条の三、第九百九条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。）、第百条第四項、第二百二十七条第四項及び第四百四十条第四項（新指定介護予防サービス等基準規則第一百五十三条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十一条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四条第一項第四号イ及び第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十条第一項第四号イ及び第三十八条において準用する第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十一条第一号イ(4)又は第三十五条第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第二百二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サービス等基準規則第八十八条第一項第三号及び第一百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

9 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二百二条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

10 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三条第一項第三号イ及び第三十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

11 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

12 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ③の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の二（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の二及び新介護医療院基準規則第二十四条の二（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の三（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。